

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急経済対策」について

本日、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、雇用の維持と事業の継続、官民挙げた経済活動の回復等について、過去に例のない規模の「緊急経済対策」が決定された。

全国町村会としても、これまで「緊急提言」等の要請活動を政府・与党関係者に行ってきたところであるが、数多くの提言内容が盛り込まれたことに心から感謝申し上げる。

感染拡大防止や医療提供体制の整備のための交付金創設をはじめ、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できる「新型コロナウイルス感染対応地域創生臨時交付金(仮称)」の創設、中小企業・小規模事業者や観光関連事業者・農林漁業者の雇用の維持、資金繰り対策などのための各般の支援策の創設・拡充などが盛り込まれており、高く評価したい。

固定資産税については、町村にとって最も重要な基幹税目であり、けっして国の経済対策に使うべきものではないが、このたびの経済対策に伴う減収額について、その全額を国が補填することとされたことは、関係者のご尽力に感謝する。

感染症の影響を受け、休業等による収入減少で生活に困っている世帯に対する「生活支援臨時給付金(仮称)」が創設されるが、その支給事務について、市町村の現場に混乱や過大な負担が生じることのないよう十分な措置を講じるとともに、その事務費全額は国費で対応されたい。

我々町村は、感染拡大防止に全力で取り組み、一日も早く住民生活の不安が解消され、地域経済が回復するよう、国及び都道府県・都市自治体とともに一丸となって対応していく決意である。

令和2年4月7日

全国町村会長
荒木泰臣